**平成２５年（フ）第２７６号**
東京都稲城市矢野口2466―12
破産者　山口　昭治
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２９９号**
東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　ＡＢＣカンパニー株式会社（旧商号　ヌーインターナショナル株式会社）
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３０９号**
東京都葛飾区東水元２丁目21番２号
破産者　株式会社第一屋
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３１０号**
埼玉県東松山市大字上唐子1461―16　青地もと方
破産者　石川　高照
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３４２号**
神奈川県横浜市緑区中山町895　毎日新聞中山専売所内
破産者　片山知津子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３６１号**
東京都千代田区三崎町３丁目２番15号
破産者　アッツ・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３６２号**
東京都千代田区三崎町３丁目２番15号
破産者　キャムズ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３６３号**
東京都品川区二葉１丁目18―13―403
破産者　浅松　　格
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８０号**
東京都中野区野方２丁目14―９　第２ＭＭＫコーポ101
破産者　小山　京子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８７９号**
東京都大田区久が原１丁目５―７―208
破産者　浅見　　實
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８５号**
東京都中央区勝どき５丁目８―７―810
破産者　小野寺幸男
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８６号**
東京都中央区勝どき５丁目８―７―810
破産者　小野寺淑子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９２号**
東京都足立区平野３丁目９―８―202
破産者　藤井　芳子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９０６号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目６―６―402
破産者　大保　教昭
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９０７号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目６―６―502
破産者　大保　教和
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９０８号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目６―６―402
破産者　江口　惠子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９３１号**
東京都練馬区貫井４丁目45―15―503
破産者　山田　宗臣
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９３２号**
東京都葛飾区奥戸５丁目18―３―105
破産者　石渡　　潤
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９３３号**
神奈川県秦野市曽屋1176―７
破産者　曾根　　剛
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６５号**
東京都板橋区高島平１丁目72―23―302
破産者　塩澤　杏梨
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６７号**
東京都杉並区天沼１丁目12―１―202
破産者　串田　桂子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９７８号**
埼玉県熊谷市拾六間755―25―302
破産者　高野　洋行
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９９０号**
神奈川県川崎市川崎区南町21―16　スペーシア川崎Ⅲ904
破産者　遠矢　　弥
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部